

(6月29日付疾病管理庁報道資料(仮訳))

# 予防接種証明書資料の発給方法等について

～(コロナ19予防接種対応推進団)～

～(前略)～

## 1. 予防接種証明書

□コロナ19予防接種対応推進団(団長:チョン・ウギョン庁長)は、7月から社会的距離の確保の体系が改編され、接種者に対して異なる防疫規則が適用されたことにより、今後接種証明書が必要な状況の発生に備えて接種者が使用可能な接種証明資料の種類と発給方法、使用方法などを案内した。

### ① 紙証明書

○国が実施する予防接種を受けた人は誰でも紙証明書の発給が可能である。紙証明書ではコロナ19予防接種以外にもインフルエンザ、乳幼児予防接種等のすべての接種証明書の発給を受けられる。

○紙証明書には、接種を受けた人の名前以外に、ワクチン名、接種回数、接種日、接種機関等の内容が記されており、A4用紙の大きさで出力される。

○疾病管理庁「予防接種トウミホームページ」または「政府24」で、無料で発給可能で、本人が予防接種を受けた予防接種センター、委託医療機関、保健所等でも発給を受けられる。ただし、委託医療機関での発給時には証明書発給費用を本人が負担しなければならない。

- また、7月1日からはコロナ19予防接種紙証明書を邑面洞住民センターでも発給を受けることができる。

○紙証明書は接種有無の確認目的として提示できる。現在、英文でも発給が可能であり、海外での接種証明目的で活用できる。



○電子証明書は現在、ハンゲルでのみ提供されている。7月中のアップデートを通じて英語を追加し、9月からは中国語、スペイン語等の14の言語を追加して設定できるよう、機能を改善する予定である。



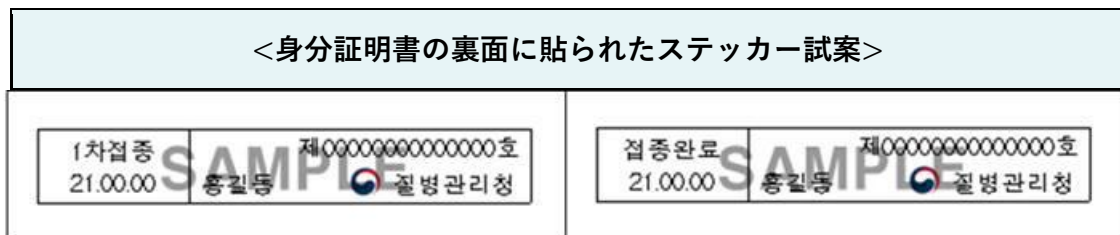
○これとともにネイバー、カカオ等の電子出入名簿 QR チェックイン時、予防接種の簡便認証を同時に行えるよう機能を改編している。

- 7月12日からは電子出入名簿画面で予防接種証明書の発給を追加で受け、1つのQRコードで電子出入記録と予防接種事実認証を同時に行えるようになる。

### ③ 予防接種ステッカー

○紙証明書の携帯又はスマートフォンの使用が困難な国民のために、身分証に貼り付けて使用する予防接種ステッカーを7月1日から発給する。

○予防接種ステッカーの発給を希望する場合、ステッカーの貼付を希望する住民登録証又は運転免許証を所持し、住民センターを訪問して申請すると、身分証の裏面にステッカーを発給してもらえる。



<証明書の比較>

	紙証明書	電子証明書	接種ステッカー
発給方法	①接種証明書のオンライン発給 - 予防接種トウミホームページ、又は政府 24 ②予防接種センター、委託医療機関、保健所等の現場発給 - 邑面洞住民センター (7.1～)	COOV アプリをスマートフォンにインストールした後、本人認証を経て発給	住民センターを訪問して発給 *住民登録証又は運転免許証の裏面に付着 (7.1～)
含まれている情報	個人情報 (氏名、性別、住所、生年月日) 接種回数、接種日、接種機関、 ワクチンの種類など		氏名、接種回送、 接種日等の必須情報
適用言語	韓国語 英語	韓国語 英語 (7月中) 多言語 14 種 (9月中)	韓国語
使用方法	証明書提示	アプリ起動後に QR コード画面を提示	ステッカーが貼られた住民登録証又は運転免許証提示

～ (後略) ～

<出典 URL>

[http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=3&brdGubun=31&dataGubun=&ncvContSeq=5601&contSeq=5601&board\\_id=312&gubun=ALL#](http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=3&brdGubun=31&dataGubun=&ncvContSeq=5601&contSeq=5601&board_id=312&gubun=ALL#)